

「地上基幹放送事業者の事業再編計画の認定等に係る審査方針案」に対する意見募集  
において提出された御意見及び御意見に対する考え方

1 意見募集期間

平成26年2月15日から同年3月17日まで

2 意見提出者（合計5者）（五十音順）

朝日放送（株）、コミュニティワールドラボラトリー（株）、（一社）日本民間放送連盟、（株）毎日放送、  
個人（1者）

3 提出された意見と総務省の考え方

別添のとおり。

(別添)

番号	御意見（提出者）	御意見に対する考え方
1	<p>今回の事業再編計画の認定等に係る審査方針（案）により、民間放送事業者が自らの経営判断に従って生産性向上に取り組むための事業再編計画を作成する際に参考となるガイドラインが具体的に示されたものと理解します。またこれは、経営の選択肢の拡大につながるものとして評価します。一方で、地上基幹放送事業者の中でもテレビ、ラジオ、あるいはキー局、ローカル局などで個々の事業者を取り巻く環境はさまざまであるため、事業再編計画の認定等に当たっては適用範囲が幅広く解釈・運用されることを要望します。また、審査手続きの簡素化および迅速化についても配慮していただくよう希望します。</p> <p>放送の地域性・多元性の確保は地上放送事業者にとって重要な役割であり、新たな制度によって損なわれるようなことは避けなければならないと考えます。今回の審査方針案の中でこうしたことについて配慮していることについて評価します。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>
2	<p>持続的な生産性の向上に効果的な事業再編が促されることに賛成します。</p> <p>地上基幹放送局は、災害情報のみならず、国民生活を送る上で重要なファクターであることは、承知していますが、現在の情報伝達の多様性を考えた場合、どのようなメディアで一人一人が情報を入手しているかは、多岐にわたっています。</p> <p>その中で、放送局の信頼性、輻輳による情報伝達の途絶がないなどの優位性は、さらに強化をしていくべきことと思います。</p> <p>しかしながら、インターネット放送局が出現するなど、放送と通信の境目が見えにくくなっている現状においては、既存放送局の新しい視点による運営が求められるものと考えます。</p> <p>その観点からは、効果的な事業再編が促進されることは、望ましいことと考えますし、そのことによって、より技術的に革新的なサービスがもたらされることが期待されます。</p> <p>テレビ放送事業は、デジタルに移行し、新しいサービスが出ておりますが、ラジオ放送事業においては、アナログとデジタルが並走することになっております。</p>	<p>同上</p>

	<p>世のなかとしては、様々な機器がデジタル化へと進んでいる中で、ラジオ放送がアナログとしてあるのは、流れに取り残されている感が拭えませんし、デジタル化によって得られるサービスが停滞するのではないかと懸念しております。</p> <p>特に市町村単位で災害時対応を迫られている地域においては、選択する方向性がアナログであるのかデジタルであるのかは、大きな選択だと考えます。</p> <p>現在、V-Low帯の電波利用においては、マルチメディア放送の制度が整い始め、その後にデジタルコミュニティ放送の制度整備がなされると聞き及んでおります。</p> <p>今回の事業再編においてもデジタルコミュニティ放送というカテゴリーも選択肢としては、あると考えられます。</p> <p>ラジオ放送事業の在り方として、産業界や地方公共団体などが、きちんと選択をしていただくためには、デジタルコミュニティ放送の方向性が整いますことが必要と考えます。</p> <p>【コミュニティワールドラボラトリー株式会社】</p>	
3	<p>「地上基幹放送事業者の事業再編計画の認定等に係る審査方針案」は、産業競争力強化法の施行に伴い廃止となった「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（産活法）における「民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本方針」（事業別分野指針）をもとに策定されたもので、民放事業者が認定申請を行う際の持続的な生産性の向上に効果的な事業再編の方向性が例示されたものであると理解します。</p> <p>昨年7月の事業分野別指針案の意見募集において、民放連は「メディア環境が刻々と変化するなか、民放事業の生産性向上への取り組みの方向性は各社各様であり、当然のことながら民放事業者自らの経営判断により選択すべきものである。（中略）事業再構築計画の認定審査にあたって適用対象となる方向性は幅広く解釈・運用されるよう要望する」旨の意見を提出しており、このたびの事業再編計画の認定等の審査にあたって、事業再編の方向性は幅広く解釈・運用されるよう要望します。また、審査手続きの簡素化および迅速化にも配慮いただきたい。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本審査方針案は、地上基幹放送事業者による活用が見込まれる産業競争力強化法上の事業再編計画等の認定をするに当たっての審査方針を定めるものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>

4	<p>今回の方針案におおむね賛成いたします。</p> <p>メディア情勢は急激な変化をしており、ローカル民間放送事業者と在京民放事業者とでもとりまく環境が大きく異なっています。このような事情から、民間放送事業の生産性向上への取り組みの方向性は地域や各社ごとで異なることが多く、民放事業者各社自らの経営判断により選択すべきものであると考えます。事業再編計画の認定等の審査にあたっては、その方向性は幅広く解釈・運用され、特にローカル民放事業者が地域に根ざした放送を維持できる環境作りに配慮されるよう要望します。また、審査手続きが、簡素、迅速に行われるよう要望します。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	同上
5	<p>地上波の民放テレビ5系列と民放ラジオAM2系列・FM3系列を全47都道府県でリアルタイムに視聴・聴取できるよう、情報格差の是正に向けた地上基幹放送事業者の再編と地方の民放テレビ局と民放ラジオ局の県域免許制度の見直しが必要だと思えます</p> <p>例えば、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の7つの民放系列基幹局いずれかが同じ民放系列のテレビ局またはAM・FMラジオ局のない空白県で放送エリアを拡げたり、7つの民放系列基幹局のいずれかと地方の同じ民放系列のテレビ局またはAM・FMラジオ局を合併または統合して北海道・東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）・関東甲信越（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野、静岡）・東海北陸（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）・近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）・中四国（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）・九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）の7つのブロックエリア別に再編成してはどうですか。</p> <p>具体的に、東京や大阪の民放FMラジオ局が県域の民放FMラジオ局が存在しない茨城県・奈良県・和歌山県で放送エリアを拡げたり、関東の独立系の県域民放テレビ局が県域の民放テレビ局が存在しない茨城県で放送エリア拡げたり、A局系列の民放テレビ局の基幹局がA局系列の民放テレビ局が存在しない県で放送エリアを拡げたり、同じA局系列の中小規模の民放テレビ局を合併したりすることができるよう制度を改めて欲しいです。</p> <p>これが実現すれば、地上波の民放テレビ・ラジオ局全系列の番組が全47都道府県すべてで公平にリア</p>	<p>いただいた御意見については、本意見募集の内容とは直接関係ありませんが、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>

	ルタイムで視聴・聴取ができるようになると思います。	
--	---------------------------	--

【個人】